

高島町告示第174号

令和5年度高島町全国大会等出場支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年 5月 19日

高島町長 高梨 忠博

令和5年度高島町全国大会等出場支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国大会等に出場することにより、本町のスポーツの振興と競技力向上に寄与すると認められる選手又は団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会等 都道府県大会等を経て選出された選手が出場する国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会（全国高等学校選抜大会を含む。）、全国中学校総合体育大会、全日本選手権大会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等が主催する全国大会又は全国大会を経て選出された選手が出場する国際大会をいう。ただし、それらの大会が、高島町で開催される場合は除く。
- (2) 選手 全国大会等に出場登録されている選手（控え選手を含む。）で町内に住所を有する者をいう。
- (3) 団体 選手が所属する競技団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、選手が全国大会等に出場する際に要する開催地までの往復の旅費、宿泊費その他大会期間中に必要と認められる費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 全国大会に出場する際は、補助対象経費に相当する額又は選手の人数に10,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、60,000円を上限とする。

(2) 国際大会に出場する際は、補助対象経費に相当する額又は選手の人数に30,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、180,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、出場する全国大会等が開催される7日前までに、規則で定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 当該全国大会の開催要項

(2) 大会出場に要する経費の収支予算書

(3) 予選会等の結果が分かる書類（出場選手名簿及び成績表等）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、選手本人が行う。ただし、2名以上の選手で出場登録されている団体競技又は団体種目（卓球のダブルス等）の場合は、所属する団体の代表者が行う。

3 前項の選手が未成年の場合は、保護者が行う。

(実績報告)

第6条 補助金の実績報告は、全国大会等終了後30日以内に、規則で定める補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 当該全国大会の結果が分かる書類（出場選手名簿及び成績表等）

(2) 大会出場に要した経費の収支精算書（領収書の写し等）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、選手本人が行う。ただし、2名以上の選手で出場登録されている団体又は団体種目の場合は、所属する団体の代表者が行う。

3 前項の選手が未成年の場合は、保護者が行う。

(概算払)

第7条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は告示の日から施行し、令和5年4月3日から適用する。